

茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル 実施要領

茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

本市は、令和3年4月1日に「茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言」を寒川町と共同で表明し、令和32(2050)年までに「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指している。

本事業は、PPA方式により、施設への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、同施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時のエネルギーを確保することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名 茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業

(2) 事業内容

「茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)の
とおり。

(3) 事業期間

ア 協定書締結後から撤去完了までを事業期間とする。

イ 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。なお、国の補助事業を活用する場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。

ウ 設備の導入時期については原則、令和8年度とする。ただし、電力供給開始時期については、市と協議のうえ決定する。

(4) 見積価格上限額等

この業務に係る見積単価上限額は22.0円/kWh(消費税及び地方消費税の額を含む。)となっていることから、積算にあたっては、見積価格上限額の範囲内とすること。

(5) 前提条件

本事業は、「令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)」の採択を前提にしており、契約締結は採択・交付決定後に締結する。また、不採択となった場合は、中止とする。この場合、企画提案者が本公募型プロポーザルのために要した費用については、企画提案者の負担となり、市へ請求することはできない。

3 担当部署

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市環境部環境政策課（本庁舎 2 階）
電 話 0467-81-7176（直通）
F A X 0467-57-8388
E-mail kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

4 現地調査、資料提供

現地調査、資料提供を希望する場合、2月20日（金）までに「3 担当部署」へ、「茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業に係る資料等提供依頼書【様式1】」を電子メールで申し込むものとする。現地調査は、市と事業者で現地調査期間内に日時を調整し行うこととする。なお、現地調査にあたっては、1者につき1回までとし、「3 担当部署」及び施設管理者の指示に従うこと。また、緊急の事態が発生した場合は、現地調査を中止又は延期する場合がある。

なお、現地調査期間は令和8年2月12日（木）から令和8年3月2日（月）までとする。

5 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を満たしていること。

- (1) 茅ヶ崎市の入札参加資格者に登録されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (4) 以下の書類を提出すること。
 - ・法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ・法人の財務諸表
 - ・直近年度の国税及び地方税に未納がないことの証明書
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (6) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- (8) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 5 号）第 2 条第 2 号から 5 号までの規定に該当しないこと。
- (9) 仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、過去に地方公共団体での類似する業務の受注又は実績（共同事業者の実績を含む。）を有すること。
- (10) 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる共同事業者の中でも構わない。

6 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類（各 1 部）

- ・ 参加表明書【様式 2 - 1 又は様式 2 - 2】
- ・ 会社概要等のパンフレットなど
- ・ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し（共同事業者を含む）
- ・ 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ・ 法人の財務諸表
- ・ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び茅ヶ崎市税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）
※事業所が茅ヶ崎市にない場合は、事業所が所在している自治体の納税証明書を提出
- ・ 「5 参加資格要件」に関する業務受注又は実績の調書（任意様式）（共同事業者の実績を含む）

イ 提出期限 令和 8 年 3 月 3 日（火） 午後 5 時（必着）

ウ 提出場所 「3 担当部署」に同じ

エ 郵送又は来庁

オ 提出書類作成時の留意事項

- ・ 事業協力者がある場合は、事業協力者に係る物も併せて提出すること。

(2) 参加資格の確認等

参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

「5 参加資格要件」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、スケジュールの都合上、令和 8 年 3 月 4 日（水）までに、参加表明書に記載の申込担当者宛にメール又は電話で確認結果等の連絡を行うため、メールによる連絡を受けた者は、受領

確認のメールを市へ送付すること。

なお、後日、次の掲げる事項について郵送での書面通知等を行う。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

7 企画提案書に関する事項

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書（見積書を含む。）を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

企画提案書（任意様式）は、仕様書に基づいた内容とすること。次のア～キまでを必須事項として含めること。なお、検討に当たっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・仕様書別紙1（契約電力及び月別の予定使用電力）、仕様書別図（太陽光設置可能場所）及び電力需要量データ（30分間値）の資料

※ホームページに公開する資料

- ・平面図、矩形図、単線結線図、構造計算書、防水工事等に関する資料

※資料提供の希望があつた事業者に対して交付する。資料提供を希望する場合は、

「3 担当部署」に「茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業に係る資料等提供依頼書【様式1】」を送付すること。

ア 実施方針

- ・提案の基本方針・概要等を記載すること
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること

イ 会社等の類似業務の受注又は実績

- ・国の補助金等を活用した実績等があれば、補助事業名も併せて記載すること

ウ 代表事業者の収支状況（直近5年分）

- ・貸借対照表、経常利益、流動比率、自己資本比率等を記載すること
- ※親会社、持ち株会社がある場合は併記すること

エ 実施体制に関すること

- ・事業実施体制図
 - ・工事計画概要、実施体制、スケジュール
 - ・市域の業者の活用の提案
 - ・設備設置方法の提案
 - ・運転期間における維持管理、メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制
 - ・故障、緊急時の対応体制図
 - ・事業実施中のリスクに対する対策
- 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

オ 技術提案に関すること

- ・太陽光発電設備容量【kW】、パワーコンディショナー容量【kW】、蓄電池容量【kWh】
- ・自家消費電力量【kWh】、温室効果ガス削減量【t-CO₂】
※電力の二酸化炭素排出係数は0.423kg-CO₂/kwh（全国平均係数）を使用すること
※太陽光発電設備、パワーコンディショナー、蓄電池等の設置場所及び設置方法
※太陽光発電設備等の仕様書を添付すること

カ 停電時に利用可能なシステム

- ・停電時のシステム構成図
- ・停電時の利用、操作方法（非常コンセント等の特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備、蓄電池から使用可能な出力(kW)
- ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力(kW)

キ 見積価格に関すること

- ・自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金比較
- ・単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価以下で提案すること
（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）
- ・想定発電量を基に、施設における発電設備導入前後の電気料金の比較を記載すること
- ・設置、維持管理、撤去に係る総事業費及び補助対象経費、補助金額（「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用）

ク 地域貢献等独自提案に関すること

(2) 企画提案書の書式

企画提案書（任意様式）の提出は、企画提案書提出届【様式3】に次の書類を添付して行うこと。なお、【様式3】以外の書類は任意の様式とする。

ア 企画提案書

イ 会社概要書

ウ 業務受注又は実績調書

本業務と同種又は類似・関連業務についての契約先、事業名称、主な内容、契約金額、契約年度等

エ 担当技術者調書

責任者及び担当者の本業務と同種又は類似・関連業務についての受注又は実績、現在の他の業務との掛け持ち状況等

オ 業務処理体制

カ 業務処理スケジュール

キ 見積書（業務に係る事業費積算内訳を含む。）

(3) 記入上の注意事項

- ア 企画提案は、1 企画提案者につき 1 提案とする。
- イ 用紙サイズは A 4 とし、各々左上をホチキスで綴じ、通しでページ番号を付すこと。
- ウ 業務処理スケジュールは、A 3 版の利用も可とする。
- エ 企画提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- オ 見積書は、人件費等の内訳が判別できるよう詳細に記載すること。
- カ 参加表明者を特定できる内容（社名等）を記述しないこと。
- キ 様式上の決まりはないが、パワーポイント（マイクロソフト・パワーソフト）の場合は、A 4 用紙に 2 in 1（ツーインワン）両面印刷で概ね 1 0 から 1 5 枚程度とする。

(4) 提出方法等

- ア 提出期限 令和 8 年 3 月 1 2 日（木）午後 3 時（必着）
- イ 提出場所 「3 担当部署」に同じ
- ウ 提出方法 郵送又は来庁
- エ 提出部数 企画提案書提出届（様式 3） 1 部
その他の書類 9 部

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

- ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。
- エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年 3 月 28 日条例第 2 号）に基づき公開請求があった時は、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- オ 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- カ 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

8 質疑回答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり質疑書により提出すること。

- ア 提出書類 質疑書【様式 4】
- イ 提出期間 令和 8 年 3 月 2 日（月）までの休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 提出場所 「3 担当部署」に同じ
- エ 提出方法 電話連絡のうえ、電子メールにより提出すること

- (2) (1)の質疑書は、質疑者に対し、電子メールにより随時回答を行う。また、茅ヶ崎市ホームページ上に随時、当該回答内容を公表する。

9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 「5 参加資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 選考方法

- (1) 企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。
- (2) 本選考は、企画提案書及び見積書を基にした選考（以下「書類選考」という。）と提案説明（以下「プレゼンテーション」という。）に基づいた選考（以下「最終選考」という。）の2段階方式で行うものとする。
- (3) 選考会議は、提出された書類選考及び最終選考の結果を基にした総合評価により、最もふさわしい1者を選考するものとする。
- (4) 書類選考及びプレゼンテーションは、別紙「茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業 企画提案者選考評価基準」に基づき行う。
- (5) 見積書の評価は事務局が行い、選考会議の承認を得ることとする。また、企画提案書の評価及びプレゼンテーションでの企画提案内容の評価は、選考会議の各委員が個別に行うものとする。
- (6) 企画提案書及びプレゼンテーションの点数は選考会議の委員の平均点とし、平均点の計算にあたっては、小数点第2位未満の端数がある場合は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位以上を有効点とする。
- (7) プレゼンテーションは、書類選考において上位3位以内である者とする。
- (8) 選考の対象は、総合評価において80点以上の者とする。
- (9) 総合評価において最高得点の者が複数ある場合は、企画提案書、プレゼンテーション、見積書の順に比較し、得点が高い者を優先とする。なお、全てにおいて同点の場合は、選考会議に諮って決定するものとする。
- (10) (3)に規定する1者が辞退した場合は、次点の者とする。

11 プレゼンテーションに関する事項

(1) プレゼンテーションの実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30

分とする。

イ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に記載された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で資料を使用することができるものとする。追加資料の配付や利用は一切認めない。

ウ 説明に際し、プロジェクター、スクリーンについては市が用意することとし、パソコン、その他の機材を使用する場合は企画提案者が準備するものとする。

エ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選考の対象としないこととする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではない。該当する場合はその旨を理由と共に書面（任意様式。ただしA4判とする。）にて提出するものとする。

(2) プレゼンテーションの実施日時及び場所

「12 結果の通知」に定める書類選考の通知に併せて通知する。

1.2 結果の通知

(1) 書類選考結果の通知

選考された者には、スケジュールの都合上、令和8年3月24日（火）までに参加表明書に記載の申込担当者宛にメール又は電話で確認結果等の連絡を行うため、メールによる連絡を受けた者は、受領確認のメールを市へ送付すること。

なお、後日、選考の旨及びプレゼンテーションへの参加を要請する書面を郵送により通知するものとする。選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨及びその理由（非選考理由）を郵送で書面により、市から通知するものとする。

(2) 最終選考結果の通知

選考結果は、市より書面を郵送で通知するものとする。選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨及びその理由（非選考理由）を郵送で書面により通知するものとする。

1.3 選考結果の公表

選考結果については、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者及び評価点数

(2) 企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

1.4 受注候補者特定後の協議等

(1) 契約の締結

受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書に関する協議を行い、当該内容について合意のうえ、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、協議は受注候補者が行った提案の範囲内で行うものとする。

(2) 協定の締結

市は、本業務に関する仕様等の協議が整い次第、協定を締結するものとする。

なお、契約締結までの期間に、受注候補者が「5 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類は、返還しない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 当該業務の全部を第三者に委任又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任又は請け負わせようとする時は、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

16 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領の公表	令和8年2月10日（火）
現地調査	令和8年2月12日（木）から令和8年3月2日（月）まで ※様式1を「3 担当部署」にメールで提出すること。 ※申込期限は令和8年2月20日（金）とする。 ※申込みがあった事業者に別途詳細を連絡する。 ※申込みがあった事業者ごとに調整し期間内に実施する。
参加表明書の提出	令和8年2月12日（木）から 令和8年3月3日（火）午後5時まで
質問書の受付	令和8年2月12日（木）から令和8年3月2日（月）まで なお、質問の回答は随時行う。
企画提案書の提出	企画提案書の提出依頼日から 令和8年3月12日（木）午後3時まで
ヒアリング等（プレゼンテーション審査）	令和8年3月27日（金）午前中（予定）
選考結果の通知	令和8年3月31日（火）（予定）
契約締結	受注候補者との協議により決定する。